

2006年6月30日以前に  
お天気補償をご契約いただいたお客様へ

高島株式会社  
お天気補償運営事務局

## 2年目以降の最低支払い金額改定の件

高島株式会社が運営するお天気補償制度につきまして、2006年7月1日にお申込みいただいたお客様より、天気補償の最低支払い料金を5,000円から3,000円に引き下げました。(最低支払い金額とは、各都道府県に予め設定している年間日照時間の基準値を下回った時間を元に計算した金額が一定金額に満たない場合、お支払いが出来ないものです)この、免責時間を引き下げることにより、従来に比べより多くのお客様に補償金をお支払いする機会が増加するものと見込んでおります。

このたびの変更に伴い、下記の各期間にお申込みいただいているお客様については、観測開始日から1年間は現在ご契約の通りの条件で算定(最低支払い金額5,000円)させていただきます。

しかし、2年目以降の観測開始日からは、最低支払い金額を3,000円としてお支払いすることとさせていただきます。この処置により、2年目から5年目の観測期間におきましては、従来に比べより多くのお客様に補償金をお支払いする機会が増加するものと見込んでおります。

高島株式会社は、引き続き、お客様に対するサービス向上に積極的に取り組んでまいりますのでよろしくお願い申し上げます。

### 記

ご契約日と期間および最低支払い金額

	ご契約日	一年目		2年目~5年目(各年)	
		観測期間	最低支払金額	観測期間	最低支払い金額
第1期	2005年7月1日 ~ 2005年9月30日	2005年11月1日 ~ 2006年10月31日	5,000円	2006年11月1日 ~ 2010年10月31日	各年3,000円
第2期	2005年10月1日 ~ 2005年12月31日	2006年2月1日 ~ 2007年1月31日	5,000円	2007年2月1日 ~ 2011年1月31日	各年3,000円
第3期	2006年1月1日 ~ 2006年3月31日	2006年5月1日 ~ 2007年4月30日	5,000円	2007年5月1日 ~ 2011年4月30日	各年3,000円
第4期	2006年4月1日 ~ 2006年6月30日	2006年8月1日 ~ 2007年7月31日	5,000円	2007年8月1日 ~ 2011年7月31日	各年3,000円

以上